

Financial Adviser

5

[ファイナンシャル・アドバイザー]

MAY | 2015

No.198

www.kindai-sales.co.jp

「社会保険」を活かした リスクマネジメント

公的制度の保障内容と
不足部分の補い方



特別企画

平成27年地価公示の動向と
相談業務への活用法

卷頭インタビュー・FP羅針盤

天野隆・税理士法人レガシィ代表社員税理士

シリーズ企画

編集部員が行く! FP相談体験記
第1回「教育資金をどう準備すればよいか?」(前編)

新連載

トラブル事例に学ぶ商品販売の落とし穴

笑顔相続のススメ

第26回

知らない土地から届いた実の父親の死亡通知

相続人が、②の相続放棄または③の限定承認をするには、家庭裁判所にその旨の申述をしなければなりません。申述期間は、民法により自己のために相続の開始があつたことを知ったときから3ヶ月以内とされており、3ヶ月を経過してしまった場合は、①の単純承認をしたものとみなされてしまいます。

相続があつた場合、相続人は、①被相続人の土地の所有権等の権利や借金等の義務をすべて受け継ぐ「單純承認」、②被相続人の権利や義務を一切受け継がない「相続放棄」、③被相続人の債務がどの程度あるか不明で、財産が残る可能性もある場合などに、相続人が相続によつて得た財産の範囲内で被相続人の債務を受け継ぐ「限定承認」という3つの選択肢をとることができます。

相続人が、②の相続放棄または③の限定承認をするには、家庭裁判所にその旨の申述をしなければなりません。申述期間は、民法により自己のために相続の開始があつたことを知ったときから3ヶ月以内とされており、3ヶ月を経過してしまった場合は、①の単純承認をしたものとみなされてしまいます。

財産債務の確認が難航

先日、お客様のAさんから「父親の死亡通知が届いた」という話がありました。詳しく話を伺うと、Aさんは父親と会つたことがないとのことです。父親には身寄りがなかつたため、実子であるAさんのところに死亡通知が届いたのです。

Aさんは父親と会つたことがないとのことです。父親には身寄りがなかつたため、実子であるAさんのところに離婚しており、以後約20年間、Aさんの父母はAさんが高校生のときに離婚しており、以後約20年間、Aさんは父親と会つたことがないとのことです。父親には身寄りがなかつたため、実子であるAさんのところに死亡通知が届いたのです。

財産債務の調査は難航しました。20年近く連絡を取つていなかつたので、どこに住んでいるのか、誰と知り合いなのかがわからなかつたからです。結局、死亡通知を出した役所で、父親の住所を確認し、その住所を訪ねて財産債務を調べるという地道な作業になりました。調査した結果、大きな財産はないものの、どこかで借金をしている可能性は否定できません。そこでも、あとあと問題にならないよう、Aさんは②の相続放棄をすることに決めました。

さっそく、父親の死亡の記載のある戸籍附票、戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本とAさんの戸籍謄本を準備して、父親が最後に住んでいた住所の家庭裁判所に申立てを行い、相続放棄の手続きを終えました。

り、相談に来られたのです。

私はまず、父親の財産債務を確認するようAさんにお願いしました。実態を把握しなければ正しい判断ができるからです。また、知り合いの弁護士に確認して、仮に財産があつても「処分」などをしないようにAさんに伝えました。「処分」とは、相続財産の譲渡や相続債権の受領などの行為をすることですが、仮に財産の「処分」をした場合には、その時点で単純承認をしたものとみなされてしまうからです。

財産債務の調査は難航しました。20年近く連絡を取つていなかつたので、どこに住んでいるのか、誰と知り合いなのかがわからなかつたからです。結局、死亡通知を出した役所で、父親の住所を確認し、その住所を訪ねて財産債務を調べるという地道な作業になりました。調査した結果、大きな財産はないものの、どこかで借金をしている可能性は否定できません。そこでも、あとあと問題にならないよう、Aさんは②の相続放棄をすることに決めました。

子どものが幼いときに親が離婚した場合、子どもは親の顔すら覚えていないのに、今回のように市区町村から連絡が入ることがあります。知らない土地から覚えてもらえない親族のことでの通知が届いても、一般の人はどうしてよいのかわかりません。ましてや相続放棄等の手続きが必要だとは思わないでしょう。その結果、子どもが大きな債務を負担することになつては悲惨です。

離婚件数が増加して家族関係が複雑になつていますので、事前にしっかりと相続関係図を作成して状況を把握するようにしたいものです。F.A.Q. A&Q&A



小川 実

一般社団法人相続診断協会
代表理事

一般社団法人相続診断協会代表理事、税理士法人HOP代表社員、税理士。自ら笑顔相続の伝道師と命名している。「Q&A相続税大増税に備える『笑顔相続』のススメ」(ぎょうせい)発売中。